

仕 様 書

- 1 本仕様書は、南2区126号線ほか10路線道路法面除草業務（7-1）に適用するものである。
- 2 施工箇所は、別添図面のとおりとする。
- 3 業務着手時には現場責任者選任届及び委託業務実施計画書をすみやかに提出すること。
- 4 除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。
- 5 道路附属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 除草後、刈り取った草や枯草はすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 7 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 8 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう、十分配慮すること。
- 9 機械除草の作業時には、飛び石防護を必ず行い、既存の道路附属物等や一般車両及び沿線の家屋等を破損させることのないよう注意すること。
また、万が一破損させた場合は、受注者の責任において誠実に対応し補修等を行うこと。
- 10 除草の実施時期及び範囲については、本市と協議のうえ決定すること。
- 11 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。
また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 13 刈り取った草や枯草の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 14 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

条 件 明 示

1. 交通誘導警備員は「交通誘導警備員 B (交替要員無)」を、集積草の積込作業時に1日当たり1名見込んでいる。
2. 除草後の処分量算出は、 $0.5 \text{ t} / 1,000 \text{ m}^2$ を見込んでいる。

位置図①



位置図②



位置図③



位置図④



位置図⑤



位置図⑥



位置図⑦



位置図⑧



位置図 ⑨



位置図 ⑩



位置図 ⑪



位置図 ⑫



位置図 ⑬



位置図 ⑭



位置図 ⑮



位置図 ⑯

